

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、『メディアの革新を通じて、情報革命を実現し、社会に貢献する』を企業理念とし、IT(情報技術)を中心としたニュースや解説など専門性・信頼性の高い情報をインターネット経由で提供するとともに、社会的基盤としての情報コミュニティを提供し、人々の知恵と知識の向上に貢献することを経営の基本方針としております。この理念のもと、当社が継続して成長していくことが株主をはじめとするステークホルダーの方々への貢献と考えております。

当社では、そのための経営統治機能としてコーポレート・ガバナンスを最重要経営課題のひとつと認識し、事業の成長やそのステージに合わせ、有効かつ効率的なコーポレート・ガバナンスを行うことで、企業価値の向上、健全な企業風土の構築を目指すことを基本的な考え方としております。

なお、平成28年6月17日開催の第17回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更の承認を受けたことにより、当社は同日付にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBメディアホールディングス株式会社	10,457,400	53.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	837,300	4.31
ヤフー株式会社	784,800	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	701,000	3.61
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	582,000	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	529,400	2.72
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	468,600	2.41
新野 淳一	367,500	1.89
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	341,100	1.76
大槻 利樹	277,800	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

ソフトバンクグループ株式会社(上場:東京)(コード) 9984

### 補足説明 更新

ソフトバンクグループ株式会社の被所有割合(間接所有)は57.86%であります。ソフトバンクグループ株式会社は、中間持ち株会社であるソフトバンクグループジャパン合同会社を通じたSBメディアホールディングス株式会社保有分53.82%及びヤフー株式会社保有分4.04%の合計であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

ソフトバンクグループ株式会社は、当社議決権の57.86%を保有(間接保有)する実質的な親会社であります。

ソフトバンクグループ株式会社は、議決権の過半数を保有する大株主として当社株主総会決議事項に影響を及ぼす立場にありますが、当社では以下のとおり、ソフトバンクグループ株式会社(親会社)からの独立性を確保しております。

・ソフトバンクグループ株式会社(親会社)が定めた「ソフトバンクグループ憲章」において、グループ会社(以下、SBGグループ)全体の企業価値の最大化を鑑みながら、自主独立の精神のもと、それぞれが各自の企業目的の達成を目指すものとしており、当社はこの憲章に沿った事業活動を展開しております。

・当社グループの事業運営面における経営判断や資金調達等については、親会社からの承認事項・制約などはなく、当社独自の判断で行っております。

・当社グループでは、独自の事業計画のもとSBGグループとの取引を行っておりますが、その取引条件の決定は、市場価格を勘案し、SBGグループと関連を有しない企業と同等の取引条件を維持しております。また、これらの取引金額は、当社グループの連結売上高や外部へ支払う費用の規模から比較して軽微な金額であります。

・当社グループでは、法令に定められた事項その他の重要な執行業務については、取締役会において、社外取締役の意見を踏まえながら、十分に議論を尽くした上で決定しております。また、SBGグループの出身である役員の員数は、7名中2名であり、当社経営判断を妨げるものではなく、親会社からの独立性は確保されていると判断しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
齊藤 太嘉志	他の会社の出身者													
佐川 明生	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤 太嘉志	○	○	——	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断しており、また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため、当社の独立役員として選任しております。
佐川 明生	○	○	——	弁護士資格を有し、企業法務に精通しており、法務に関する相当程度の知見に基づき、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を監督していただけるものと判断しており、また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため、当社の独立役員として選任しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新      あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、監査の実効性の確保に努めることとしております。当該使用人は、監査等委員会の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮命令、制約を受けないものとしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保することとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査は、有限責任監査法人トーマツが実施しておりますが、会計監査人は、年間の監査計画、監査方針、監査の重点項目等について監査等委員に説明し、協議の上これを策定しております。監査等委員は、会計監査人が年間を通じて監査を実施する際、監査の進捗状況について報告を受け、監査実施状況を確認し、相互に意見交換を行っております。

また、監査等委員は、監査終了時において会計監査人から指摘事項や改善事項を含めた最終の監査結果の報告を受けております。

内部監査部門は、監査等委員と事前に協議を行い年間の内部監査計画や内部監査の重点項目を社長の承認を得て策定し、実施しております。また、内部監査報告については、社長への報告と同時に監査等委員にも行われており、内部監査の進捗状況について、監査等委員は常時これを確認しております。監査等委員が実施した監査調書をはじめとする監査内容については、適宜、内部監査部門にも報告がなされ、相互に補完し、かつ効率的な監査を実施しております。特に問題が発生した場合は、監査等委員と内部監査部門は協議し、必要な監査活動を実施するよう対処いたします。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新      なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数 更新      2名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況      ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を高めることなどを目的に業績連動型新株予約権を有償で発行しております。

ストックオプションの付与対象者 更新      社内取締役、従業員

### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を高めることなどを目的に業績連動型新株予約権を有償で発行しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成28年3月期に取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬の総額は80,850千円(5名)になります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し決定しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、役員報酬委員会で決定し承認された旨を取締役に報告し、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

当社の社外取締役は、監査等委員である取締役のみで構成されており、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する専任の用人を設置しております。また、取締役会事務局である管理本部及び内部監査室が中心となり、必要な情報の収集や資料の提供等のサポートを実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### (1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成されております。また、監査等委員である取締役のうち2名は社外取締役であります。なお、取締役7名のうち、2名は当社事業におけるシナジー発揮のため、SBGグループから招聘したものであります。取締役会は月1回の定例取締役会、および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての報告、決議及び業務執行の監督を行うこととしております。

また、当社は、経営の意思決定・監督と業務執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した経営方針に従い、担当業務の業務執行を行っております。

### (2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち2名が社外取締役であります。監査等委員会は定期的に開催し、各監査等委員である取締役は各年度に策定する監査計画に従い、取締役会その他重要な会議への出席し、経営全般に関して客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、取締役の業務執行を監査、監督いたします。また、監査等委員である取締役3名全員が非常勤であるため、監査等委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、監査の実効性の確保に努めることとしております。

さらに、監査等委員会は、内部監査担当部門及び会計監査人と情報交換等の連携により、監査機能の向上に努めることとしております。

### (3) 経営会議

経営会議は、社長、執行役員及び部門責任者により構成されており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、予算進捗状況の確認、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等を行っており、毎週1回開催されております。なお、監査等委員である取締役(欠席の場合は、監査等委員会の指示を受けた監査等委員会事務局)がオブザーバーとして出席することとしております。

(4) 拡大経営会議は、社長、執行役員及び統括部長以上の幹部社員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告を行っており、月1回開催しております。なお、監査等委員である取締役(欠席の場合は、監査等委員会の指示を受けた監査等委員会事務局)がオブザーバーとして出席することとしております。

### (5) 内部監査室

内部監査担当部門として内部監査室(室長1名)を設置し、内部監査を実施しております。内部監査は各年度に策定する年度計画に従い、各部門の業務監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導、改善状況の確認等を代表取締役社長直轄で行っております。監査等委員会及び会計監査人に対しては、業務監査結果等を報告することで監査等委員会及び会計監査人との連携を図っております。

### (6) 会計監査人の状況

#### a. 業務を執行した公認会計士の氏名

望月 明美(有限責任監査法人トーマツ)

大橋 武尚(有限責任監査法人トーマツ)

#### b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名/その他 5名

### (7) 報酬決定機能

取締役の報酬は、世間水準、会社業績、従業員給与とのバランス等を考慮し決定しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、役員報酬委員会で決定し承認された旨を取締役に報告し、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査等委員会設置会社であります。複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役が取締役会の議決権を有し、また過半数の社外取締役で構成される独立性の高い監査等委員会が内部監査担当部門及び会計監査人と適切に連携して監査を行い、業務の適正性及び内部統

制の実効性を確保することで、経営に対する監査・監督機能の更なる強化を図り、中長期的な企業価値の向上を実現するための機関設計として本体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、法定期日前に招集通知を発送しております。第17回定時株主総会招集通知は5月26日に発送し、株主総会日の21日前に発送いたしました。また、発送日前の5月20日に東証ウェブサイト及び当社ホームページ上に早期WEB開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、6月中旬に実施することとしております。第17回定時株主総会は6月17日に開催いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として四半期の決算発表日のうち年2回、投資家及びアナリストの皆様向けの決算説明会を実施する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイト( <a href="http://corp.itmedia.co.jp/ir/">http://corp.itmedia.co.jp/ir/</a> )上に、決算発表日に決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料及び映像等、対外的に発表した資料を掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは経営企画部が担当しております。代表取締役社長及び情報取扱責任者と連携をとりながらIR活動を進めております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

#### 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1)コンプライアンス体制

当社グループの取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、当社に「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

##### (2)内部通報制度

コンプライアンス上、疑義のある行為については、社内の通報窓口あるいは社外の弁護士、専門家を通じて、当社グループの取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を制定しております。

内部通報制度を利用して通報が行われた場合、通報内容は通報窓口から監査等委員会に全て報告することとしております。

##### (3)内部監査室

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規則等の遵守を確保しております。また、当社グループの内部監査部門の連携により、当社グループのコンプライアンス体制の維持、向上を図ることとしております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切、確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理しております。取締役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンスに関してはチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、管理本部長を長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。なお、当社グループの新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に定める方法により、当社グループの取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

(1)当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループの目標を単年度、中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標及び予算を設定した経営計画を策定しております。

(2)各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。

(3)月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、経営会議、担当取締役、取締役会に報告しております。

(4)取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。

(5)上記(4)の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。

(6)反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営管理を行っております。

取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとします。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとしております。当該使用人は、監査等委員会の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮命令、制約を受けないものとしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保することとしております。

#### 7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、業務又は業績に与える重要な事項について、監査等委員会に報告しております。監査等委員もしくは監査等委員会の指示を受けた監査等委員会の職務を補助する使用人は経営会議、内部監査報告会等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書、報告書の回付により報告を行うものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社グループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとしております。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めております。

(2)当社グループは、上記(1)の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

(3)監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、SBGグループ各社の監査役または監査等委員と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

#### 8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

#### 9. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対する体制

(1)内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示のもと財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行っております。

す。なお、体制構築及び制度の運用に関してはプロジェクトチームを編成し、全社横断的な各部門の協力体制により行っております。  
(2)取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「内部統制システムの整備の基本方針」において、「反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。」と明文化しております。

### ・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンスマニュアル」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。  
社内体制としては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（管理本部）が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、管理本部は、上記機関に相談し対応することとしております。

